

「大間町人口ビジョン・総合戦略」策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

本町は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、平成27年度中に「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定する。同戦略の策定にあたっては、人口動向と将来展望に関する調査分析等の結果を踏まえ、多角的観点から課題解決に向けた施策の方向性等を検討する必要がある。ついては、委託事業者の選定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 対象業務

- (1) 業務名称 「大間町人口ビジョン・総合戦略」策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成28年3月25日まで
- (4) 委託限度額 10,000千円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本町が規定する入札参加資格を有する事業者であること。
- (3) 参加表明書（様式1）提出時において、国、青森県及び本町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 地方公共団体等が発注する同種・類似の事業を受注した実績があること。
- (5) 参加表明書（様式1）提出時において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (6) 大間町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、平成27年5月13日（水）午後5時（必着）までに、持参または郵送にて参加表明書（様式1）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
5月15日（金）午後5時（必着）
- (2) 質問の提出方法
別添「質問書（様式2）」に記入の上、電子メールで送付すること。電話及び直接来庁による質問には一切応じない。

Email:kikaku01@town.ooma.lg.jp（件名には、「公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」と明記すること。）

(3) 質問に対する回答

参加表明書（様式1）を提出した全事業者に電子メールで回答する。

6 公募型プロポーザルに係る提出書類等

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式3）

イ 会社概要（様式任意）

*会社パンフレット等で可

ウ 企画提案書（様式任意）

エ 業務実施体制調書（様式4）

オ 類似業務実績調書（様式5）

カ 参考見積書（様式任意）

*積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が契約額を確定するものではない。

(2) 提出部数

10部（ただし、参加申込書（様式3）は1部とする。）

(3) 提出期限

平成27年5月22日（金）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

*ただし、「ウ 企画提案書」については、メールでも提出すること。（件名には、「企画提案書（事業者名）」と明記すること。）

(5) 提出先

〒039-4601青森県下北郡大間町大字大間字大間104番地

大間町役場 企画経営課

Email:kikaku01@town.ooma.lg.jp

7 審査に関する事項

(1) 候補者選定方法

応募者によるプレゼンテーションを実施する。

ア 開催日

平成27年5月26日（火）

イ 開催場所

大間町役場 第1会議室（青森県下北郡大間町大字大間字大間104番地）

ウ その他

①プレゼンテーションの時間は20分程度、質疑応答の時間は10分程度を想定。

②プレゼンテーションの開始時間等の詳細については、5月22日（金）午後5時以降に、各応募者あてにメールにて通知する。

- ③プレゼンテーションの際に使用するファイル拡張子は、ppt（またはpptx）とし、「6（1）ウ 企画提案書」と同一内容とすること。
 - ④プレゼンテーションにおいて使用する、パソコン及びプロジェクターについては、町が準備する。
 - ⑤応募者が多数の場合、事前に企画提案書の内容による書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を選定する場合がある。
- (2) 審査基準
別紙『「大間町人口ビジョン・総合戦略」策定支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領』による。
- (3) 審査結果
ア 審査結果は、審査終了後速やかに応募者全員に書面で通知する。
イ 審査結果に関する異議申立ては一切受けない。

8 契約事項

- (1) 契約は、審査により選定された契約候補者と本町において協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結する。
- (2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

9 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加表明書を提出後、提出期限内に「公募型プロポーザルに係る提出書類」を提出しなかった場合
- (3) 本募集要領における諸条件に違反した場合

10 その他

- (1) 応募費用、書類等に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（様式任意）を提出すること。